

令和9(2027)年度栃木県立特別支援学校の高等部の生徒及び幼稚部の幼児の募集定員

	学校の名称	対象者	課程	区分	募集定員	学級数
1	栃木県立盲学校	視覚障害者	幼稚部	3歳児・4歳児・5歳児	若干名	
			高等部	普通科	11(3)	2(1)
				保健医療科	8	1
			高等部 専攻科	理療科	8	1
				保健医療科	8	1
2	栃木県立聾学校	聴覚障害者	幼稚部	3歳児・4歳児・5歳児	若干名	
			高等部	普通科	11(3)	2(1)
				情報機械科	8	1
				生活技術科		
3	栃木県立のぞわ特別支援学校	肢体不自由者	高等部	普通科	23(15)	6(5)
4	栃木県立富屋特別支援学校	知的障害者	高等部	普通科	51(3)	7(1)
5	栃木県立岡本特別支援学校	病弱者	高等部	普通科	11(3)	2(1)
6	栃木県立特別支援学校 宇都宮青葉高等学園	知的障害者	高等部	職業科	80	10
7	栃木県立今市特別支援学校	知的障害者	高等部	普通科	27(3)	4(1)
8	栃木県立国分寺特別支援学校	知的障害者	高等部	普通科	43(3)	6(1)
9	栃木県立栃木特別支援学校	知的障害者	高等部	普通科	43(3)	6(1)
		肢体不自由者			14(6)	3(2)
10	栃木県立足利特別支援学校	病弱者	高等部	普通科	17(9)	4(3)
11	栃木県立足利中央特別支援学校	知的障害者	高等部	普通科	51(3)	7(1)
12	栃木県立益子特別支援学校	知的障害者	高等部	普通科	35(3)	5(1)
13	栃木県立那須特別支援学校	知的障害者	高等部	普通科	38(6)	6(2)
14	栃木県立南那須特別支援学校	知的障害者	高等部	普通科	19(3)	3(1)
合計(高等部及び高等部専攻科)					506(66)	77(22)

○()内は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に掲げる程度の障害を2つ以上併せ有する生徒の募集定員及び学級数で、共に内数である。